

重要事項説明書サービス料金

1. 介護給付費の対象となるサービスの利用料金

下記の表により、利用日数等に応じ月毎に合計単位数が算定され、仙台市の地域区分である6級地の単価（1単位の単価）10.37円を乗じた額が生活介護のサービス利用料金となります。

利用料金のうち原則9割が介護給付費の給付額となりますので、利用料金の1割を利用者負担金としてお支払い頂きます。

但し、「障害福祉サービス受給者証」の「負担上限月額」の欄に記載された金額以上の利用者負担金はありません。

また、契約書第7条により介護給付費に変更があった場合は、下記のサービス利用料金を変更させていただきます。

項目		単位	備考
1日につき	基本料金（区分6）	1,147	障害程度区分と利用日数に応じて算定されます。
	基本料金（区分5）	853	
	基本料金（区分4）	585	
	基本料金（区分3）	524	
	基本料金（区分2以下）	476	
	人員配置体制加算	212	利用日数に応じて算定されます。
	福祉専門職員配置加算	10	利用日数に応じて算定されます。
	常時看護職員等配置加算	19	利用日数に応じて算定されます。
	初期加算	30	新規利用開始日から30日以内の期間における利用について算定されます。
	送迎加算（重度）	49	片道1回送迎を利用する場合の金額です。
	欠席時対応加算	94	月4回を限度とし、利用予定日に利用を中止した場合に状況に応じて算定されます。
	食事提供体制加算	30	所得の状況に応じて算定され、その場合特別な食事を除き食費の負担が軽減されます。
福祉・介護職員処遇改善加算		月1回	月の総単位数×4.4%×10.37円が算定されます。
福祉・介護職員等特定処遇改善加算		月1回	月の総単位数×1.4%×10.37円が算定されます。
ベースアップ等支援加算		月1回	月の総単位数×1.1%×10.37円が算定されます。

2. 介護給付費の対象外となるサービスの利用料金

介護給付費の対象外となるサービスについては、下記の所定の金額を利用数等に応じてお支払い頂きます。

項目		金額	備考
食事代 (1食あたり)	昼食	740円	但し、「食事提供体制加算」の対象者については、315円となります。
	特別な食費	実費	提供に係る費用をお支払い頂きます。
送迎に係る費用		0円	別途、保護者会にご入会いただき支援会費としてお支払い頂きます。
事業所外行事等への参加等費用		実費	参加等に要する費用を都度お支払い頂きます。
コピー代		10/枚	A4 1枚につき10円を都度お支払い頂きます。

令和 年 月 日

サービス料金について、本書面に基づき説明を行いました。

事業所 住 所 〒983-0824

宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷 2 丁目 1-11

名 称 障害者日中活動支援施設 あいむ鶴ヶ谷

代表者 園 長 箱 石 由 子

説明者 サービス管理責任者 箱石 由子

私は、本書面に基づいて、事業者からサービス料金について説明を受け、サービス料金について同意しました。

〒

利用者 住 所

氏 名

印

〒

代理人 住 所

氏 名

印

続 柄